

公共事業再評価調書（5回目再評価）

所管課：道路街路課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：南部東道路(南風原知念線)道路改築事業		前再評価年度：令和4年度	
	事業種別：主要地方道改築事業	事業主体：沖縄県		(H18～R8)
	事業箇所：南風原町、南城市	根拠法令：道路法		事業期間：H18～R16
	総事業費(百万円)：(42,570) 50,570	費用内訳：補助 9/10		事業量：L=7.4km・W=8.5m(2/4車線)
南部東道路は、南風原町内の那覇空港自動車道から南城市の大里、玉城を經由して、佐敷に至る延長約11kmの高規格道路である。本路線は、沖縄県新広域道路交通計画に位置づけられ、(ハシゴ道路ネットワークとして)沖縄自動車道や那覇空港自動車道等、本県の縦軸を形成する高規格道路に対し、それらの機能を補完する横軸を形成する道路である。今回の事業区間は、本路線延長約11kmのうち南風原町字喜屋武から南城市玉城字垣花までの延長約7.4kmの区間である。 那覇空港や高度医療機関までの時間短縮を図るとともに、定時・定速を確保し、那覇市までの30分圏の確立の他、通勤通学や経済活動等の利便性向上及び地域住民への都市的サービス提供を図る。				
1-2 前再評価以降の計画変更	事業費及び事業期間の変更を行った。			
2 再評価該当項目	<input type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input checked="" type="checkbox"/> ③ その他(事業費及び事業期間の見直し)			
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他(物価上昇及び追加対策、施工計画詳細検討等による事業計画見直し)			
4 事業の進捗状況 (R7.3月時点)	事業実施に伴う諸条件の変更等により全体事業費及び事業期間の変更が生じたため。			
	項目	事業費(百万円)	整備済み(km)	用地取得(千㎡)
	計画	50,570	7.40	283.1
	実施済率	24,729 / 49%	2.00 / 27%	251.5 / 89%
※一部区間において、面積が未確定のため計画面積は暫定である				
4-2 前再評価以降の主な進捗	区間①(喜屋武・高平工区)の用地取得と、区間②(仲間・大城工区)及び区間④(親慶原・垣花工区)の橋梁工事・道路改良工事を実施中であり、令和7年度内に仲間高架橋の工事着手を行う。			
5 事業効果の評価指標 (検討年 50年) (基準年 R7) (単位:百万円)	① 走行時間短縮 199,595 ② 走行経費低減 28,356 ③ 交通事故減少 3,263 総便益 231,214 基準年換算(B) 75,886	① 事業費 41,311 ② 維持管理費 1,550 総費用 42,861 基準年換算(C) 49,570	費用便益比 (B/C) = 75886 / 49570 = 1.5	
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済： ・令和6年8月、終点部のつきしろ地区にて大規模商業施設が開業した。 ② 地元・自治体： ・令和6年11月に南城市長等から県に対し、大規模商業施設の開業に伴う交通安全対策に関する要請書の提出があり、南部東道路の早期供用開始等に関する要請がなされている。 ③ 利害関係者： ・一部地権者は単価や条件に不満があるものの、概ね事業に理解を示している。			
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 地形的制限等による幹線道路網の整備の遅れから、交通の便の悪い島尻東地域において、産業振興、観光振興及び安全安心な暮らしの確保をするため、早期に整備する必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 事業効果の早期発現を図るため、区間②及び区間④の暫定供用に向け優先的に整備に取り組むこととしており、現計画の推進が効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 区間③である南城大城IC～南城佐敷・玉城IC間の暫定供用により、現道における代替道路の確保が可能となった。			
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等： 効率的な事業執行を行い、早期の事業効果発現に取り組む。 ② 対住民関係： 引き続き丁寧に用地交渉を重ねながら、適宜土地収用手続きも検討し、速やかな用地取得に取り組む。 ③ 執行体制等： 現体制で引き続き事業を推進する。			
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			
10 その他 (前再評価での主な意見等)	・個別公共事業に関する事業評価に対しての意見なし。			

* 1事業概要の上段()は前再評価時点の計画